

國學院大學學術情報リポジトリ

三矢重松学位論文の浄書者と第五章執筆者と

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 幸弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000662

三矢重松学位論文の浄書者と第五章執筆者と

中村 幸弘

一 『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』への疑問

三矢重松学位論文を活字化した『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』（文学社・大正十四年二月九日発行）には、それを通読して、直ちに、著者三矢がまったく関知していないであろうと感じとれた。眺める程度の通読で、直ちにある。その表記ミスの二点は、あまりにも大きいミスであった。そのうちの、動詞の活用 of 行の誤りは、三矢が『高等日本文法』のなかでも、『文法論と国語学』のなかでも、繰り返し取り立てている事柄だったからである。この浄書者は、三矢が命じた人物ではない。そう思いたい。

第五章の総括は、学位論文として審査を受ける以上必要ではあつたろうが、引いた用例を越えて論じる表現には、姿勢そのものからして、これが三矢かと思わせられた。そこには、三矢の文法論についての姿勢が引かれていて、それは、直ちに、『高等日本文法』の冒頭から引かれたものと判断された。しかし、この学位論文は、文体や語法に関する事柄が章の名称として第一・二・三章となつてはいるが、実質的には、第四章の訓読の問題点を取り立てての各論

である。その章立てからして、つくられた構成である。そこを、三矢の文法論の、その表現で括ろうとしているのである。それは、書名とも齟齬していることになるのである。

大正十二年ともなると、言文一致が一般化してきていて、近代文語文は、現代語文を翻訳するなどしていたのではなからうか。短い一語句だが、そう感じさせられるところもあった。

『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』を、東京古書会館の市で、意識して買い求めたのは、昭和五十年代の半ば過ぎである。既に、三矢が学位論文にしようなどとは思っていなかったテーマの論文であることを知っていた。その目録に二冊あった。(定価金貳円) 本と(非売品) 本とである。陋屋に架蔵しているのは、ちよつと高かった(非売品)本のほうである。

昭和四十八年は、三矢重松先生の五十年祭が、まず、十月十二日に三矢先生ご郷里の鶴岡で催された。今泉忠義先生のご講演は、國學院大學学報(11月10日)に詳細記録されている。その十一月十日、学内で、藤野岩友氏の「三矢先生と折口先生と」と、安田喜代門氏の「三矢先生と国語学」との二講演が行われた。その安田先生の、その日の肩書は、東京女学館短期大学講師であった。翌年昭和四十九年から、筆者も、その東京女学館にご採用いただいて、安田先生とご一緒させていただくことが重なった。安田先生から伺う三矢先生伝は、憂国の志士であった。『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』を買い求めたのは、安田先生がお亡くなりになって間もなくであった。読もうとして買ったものではなかった。(非売品) 本がどうして存在するのか、そんなことが知りたいとは考えていたようである。

二 『倭姫命世記』と『倭姫命世紀』と―筆者には許せない事情―

第二章語法上の問題其の一の、その二は「日ハク云々」という見出しで、その、「日ハク云々」の下に「ト云へり」

「ト」などがあるものと何もないものとの、三種の言い方について、どれが正しいかを論じたものである。その用例を『倭姫命世記』からも引いていて、その出典名として、その書名が引かれている。二八ページ12行めである。

○(倭姫命世記) 詔曰「御供從爾^{ニツカヘマツラムヤ}仕奉哉」答曰「^{ツカヘマツラン}仕奉」(二八12)

そこは、飯田武郷氏の説を引いて紹介しているところであったが、既に紹介ずみの本居翁の説と並べて、それら両説を批判するところの、三一ページ1行めには、その同じ出典名が『倭姫命世記』となっていたのである。

○大同本紀のは、「云々と答ふ」とも訓むべく(倭姫命世記のも)竹取物語のは如何なる悪本をば見けむ、(以下略)(三一1)

そのころ、筆者は、その『倭姫命世記』に、いささか興味を抱いていた。「語構成法一考察―(名詞+形容詞語幹)型形容動詞の生成について―」(「國學院雜誌」第八二卷第三号・昭和五十六年)執筆の際、その該当用例「加左波奈」(被覆形「かざ」と形状言「はや」とが合したものの)、その確認のために『倭姫命世記』にどんな伝本があるかなど、序でに覗いてみたことがあったからである。それは、後年、不十分ながら『倭姫命世記』研究―付訓と読解―(新典社・平成二十四年)となるのだが、とにかく、活字本として訓み下しや通釈を施したものがまったくなかったので、せめて、この本文ぐらいは訓み下したいと思っただけに、その書名が、誤植であったとしても、とにかく誤っていることが、正直許せなかったのである。この印象は、あくまでも筆者個人の事情によるものだが、この『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』という、この本は、誰の目にも触れさせないでおきたい、と思っただけである。

浄書者は、そういう素養に欠けていた。そして、三矢先生は、病床でご覧になろうにもなれなかったのだ、と思ひ描いたりした。さらに、同書末尾に「三矢重松君伝」を書いている鳥野幸次氏への信頼感も崩れてしまったのである。

当時、愛読書ともなっていた「応問録」(上・下)の編集者として、穏やかで実直な老人と見えていた同氏だったが、そう思っていたことが悔しく思えてならなかった。『高等日本文法』(大正十五年増訂発行)の「改版につきて」という巻頭の挨拶は、挨拶でしかなかったのだと思おうと思った。ただ、その増訂版は、初版本(明治四十一年発行)と比較したとき、実によく整っている。本文百五十ページ、付録百三十ページの増補は、彼が推薦した榊原朝雄氏だけでなく、鳥野氏も、大きく関わっていると見てよいようである。筆者は、昭和三十年代に、相模女子大学の紀要かなにかに載っていた「橘たちばな」という語の成立についての、あの田道間守たぢまもりのご論を読んだ記憶が微かに残っている。

『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』については、その本文に触れてはならない事情が鳥野氏たちにあつたりしたのであろうか。

三 三矢が頻りに説くワ行上二段が認識できていない「用ひ」という表記

その動詞は、あちらにもこちらにも現れるのだが、いま、近いところに集中して現れ、しかもそこに誤ってはならない「用ひ」が登場するところを直ちに指摘することにしよう。第四章特殊なる漢字の二「之」の字の冒頭である。六〇ページの5・6・7行めである。

○「之」の字、(往)(至)(就)など訓ずるは本義なれど、国文には昔より用もちひず。両名詞の接辞として用もちひたるは、之を「の」と訓みて、今は「のの字」といふばかりに「我が国人の漢文には、之を濫に多く用もちうること、支那人などの怪むことなり。(六〇5・6・7)

右のaは、ワ行上一段の未然形ともワ行上二段の未然形とも解することができる。cがワ行上二段の連体形である

ところから、aはワ行上二段の未然形と見るのがよいことになろう。それらに對して、bは、どう見ても、ハ行上二段の連用形としかいえないのである。そのハ行上二段については、当時の多くの物書きたちが、それに従っていた。しかし、三矢先生は、反對していらつしやつたのである。

この動詞を、三矢先生は好んで用いられた。殊に『高等日本文法』には多く見られる。そこを、鳥野氏も榊原氏もよく心得ていて、ここを誤ることはない。その、八三二ページから成る大著『高等日本文法』のなかで、この動詞は、ワ行上二段活用動詞として一貫して用いられている。ある程度、三矢の文章を読んでいたら、この、誤りを犯すことは、まずないであらう。

三矢の、そのワ行上二段活用説については、当代の世間でも注目していたのではないかと思つてゐる。『文法論と国語学』（中文館書店・昭和七年發行）の応問集には、その問いに答える、その問答（449ページ〜450ページ）が載つてゐる。

問 「用」の字の仮名は和行上二段活と波行上二段活とは、いづれか正しき。

答 これ古よりの問題なり。さるは此の語古き所慥なる証拠なく後世は兩様に用ゐたればなり。古事記の火照命と火遠理命との山海の幸を易へ給ふ段に「各相易佐知欲用」とある、本居氏の伝に源仲正の家集に、元日恋「千代までも影をならべて逢ひ見むと祝ふ鏡の用ひざらめや」とありて餅飯モチヒに言ひ掛けたるにより波行と定むと言はれたり。此の仲正は後撰の作者にて仮字の誤らざる頃の人なれば拠とすべしといふ説にて、後世ながら藤原経衡の家集にも、「宇治殿にも餅をおこすとて、肴には何もあれども此の中に心につかば是を用ひよ。かへし、君が代を心もちひのうれしきはいかなる人の情なるらん。」などあるをも引かれたり。此の外俊頼の歌にも「今日よりはわれをもちひのます鏡うれしきかけをうつしてぞ見る」とあり。此の説を信ずる人も多けれど、一方より觀

察する時は

蜻蛉日記 夢をも仏をもちゐるべしやもちゐるまじや。

源氏夕霧 そこに心清うおほすともしかもちゐる人は少くこそあらめ。

閑居友 ふつにもちゐることなかれとは戒め給はず。

和語灯 病重ければ薬をもちゐるが如し。

などの例もありとて義門は山口葉に疑を存し置けり。此の和行説を取る人は「もちゐる」のモチは「持」の義キルは「率以」のキルにて和行上一段活なること猶ヒキキルの「引以ル」なるが如しと説くなり。答者は此の説を正しと信ず。仲正時代には言ひかくる場合には仮字の相違ありて構はざる例あればかの歌は根拠としがたし。思ふに波行上二段説の今も尚行はるゝは和行上一段にては俗語の様に聞えて得心の行かぬよりの事なり。これ一顧の値あり。答者は此の語を和行上二段と立つ。其の故は此の語古は一段活なりしかど、今は二段となれるなり。一段の二段となる例はコロ、ミルのコ、ロムとなり、ウラムのウラムとなり、はたヒキキルをば詞の八衢にはやく中二段の列に加へたる如く、少からずあり。崇神紀に「急居此日菟岐手」とあるウもキの転なれば、モチキルのモチウとなる事勢の自然なり。されば此の語上二段活といふはよし、波行といふはわるし。古は和行上一段なりしが後に上二段活となり、又也行に訛りしが今は又口語上一段活となれりと定むべきなり。

また、同書第三編文法の、その第三章の、そのまた三の時代の変化による活用の変化を述べた一部（107ページ〜108ページ）に、この問題を引いている。

三、時代による活用の変化

(イ) 一段から二段・四段に

—中略—

日本紀の崇神紀の中に急居の本注に菟岐手^{ツキテ}としてある。

居^ルはワ上一であるがウと書いてあるのは、当時上二に用ゐられてゐたことを知ることができる。ゐる(以・率)・はワ上一である。これを上二として、熟語でひきう(引率)として八衢に認めてある。此れを持率^{モチキ}(用)にあてて考へるに、この語をもちひと書いたのがある。そして餅飯にひきかけたのがある。故に用は八行を正しいといふ人がある。そして此れはもちひは持^{モチ}がハ上二に活いてもちひとなつたのであるといつてゐる。宣長翁の説である。物集博士や文部省がこれを探つてゐる。しかしかく上二なることは決してない。どこまでも此れは持率^{モチキ}のワ上一なることを先哲は明かに言ひ大槻氏が此れを明かにし国語調査会が此れを探つてゐる。義門もこれを研究したのである。しかし、ひきぬひきうとなる他の例もあつかつ飯飯とさへかけてあるから上二とするのは悪くない、——八行の問題は別にして。しかしもちうは契沖・真淵はこれを上二としてワ行とした。ハ行としたのは宣長に始まる。谷川士清は和訓栞^カに此れをワ上二にした。村田了阿の俚言集覧、楯取魚彦^サの古言梯もさうである。宣長翁の勢にたぶらかされ、一は古になづんだのである。故に此の語は上二から上二であつたのは明かにて学問上十分認定すべきである。

執拗に至るところで繰り返している、この動詞の行を誤っているのである。三矢の教え子であつたとしたら、それは、三矢の教えが体得できていない人物ということになるであらう。

この問題は、代筆者を認めなければならぬ第五章にも現れるのである。このワ行上二段の和語動詞を回避してい

る表現とも見えてくるのである。第五章総括の第二段落、同書九六ページの2・3行めの「正用し」「通用し」「並用せ」という漢語サ変動詞が、それである。

○字義を正用したるがあるかと見れば、同訓異義を通用し、異字同訓を並用せる如きもあり。(九六2・3)
 「正しく用ゐ(たる)」「通はせ用ゐ」「併せ用ゐ(たる)」などともいえようのに、と思えてくるのである。筆者だったら、次のように表現したであらうと、失礼ながら申し上げておきたい。

○字義を正しく用ゐたるがあるかと見れば、同訓異義を通はせ用ゐ、異字同訓を併せ用ゐたるが如きもあり。

四 『高等日本文法』(初版)冒頭から借りた「演繹」と「帰納」と

学位論文第五章の最終段落は、ある意味では、それこそが三矢の姿勢である。ただ、この論文は、その用例の量からしても、三矢がいう「帰納」に値するほどには至りえていない。それは量ではなく姿勢だとしても、それは、文法研究などの結論の導き方についていう用語ということになるか。訓読法の結論の導き方をそう呼ぶことに仮にしたとしても、とにかく、それは、『高等日本文法』の総論一の、文法の性質の、その冒頭三文の三文めにあった表現と重なるのである。以下に、それぞれをそのまま引いておくこととする。

○是れ、余が此の小論文を草したる所以にして、兼ては、思弁より出で、演繹的態度を採る大体論の空しきに抛らむよりも、個々の語法・用字法より帰納して、真の訓読法に達し得べき実証的態度をとることを主張せむ為の試みに過ぎず。

(『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』最終章最終段落)

○文の法則は帰納的に研究し、之を演繹的に応用すべきものなるが、今は専ら帰納的に研究したる結果を説くに止むべし。

(『高等日本文法』総論の冒頭段落の最終文)

明治四十一年発行の同書『高等日本文法』の本文や、三矢の既発表論文を見ても、接尾語「的」の使用は、決して多いほうではない。時代的に見ても、接尾語「的」の使用がなお限られていた時代である。筆者は、たまたま、鈴木修次『漢語と日本人』(みすず書房・昭和五十三年)の一部に現代の日本人が「的」を用いるようになった経緯などを述べたところがあったのを引いて、右文書院・文部省検定教科書『高等学校国語Ⅱ』(昭和五十七年三月三十一日 文部省検定済)に「的の文化」と題して教材化したことがある。そのころ、筆者自身、「的」について教授資料執筆に備えて調査確認していた時期だけに、特にそう感じたのである。そのように「的」がなお用例が限られていたころ、そのように「演繹的」「帰納的」といつているのは、あるいは、三矢が何かを契機に、その「演繹的」「帰納的」に限って好んで用いていたのではないか、と思えてくるのである。代作者は、その『高等日本文法』の、総論ぐらいは見ていた、ということになるであろうか。

五 大体論で総括しておいて、大体論を否定する齟齬

最終章の第五章が総括であるのは、当然のことである。

ただ、この総括においては、第一章・第二章・第三章に触れることはなく、第二段落から、第四章の漢字の用法は

安万侶の一存ではないとして、長い推移の歴史あつて生じたものだという。その安万侶は、第一章の『古事記』の文體に關連して現れているところから、それに応じているように思えてきて、コンタミネーションを起こしているかに見えてきたのである。

第一段落末尾で、「いで、茲には云ひ残したる大体論を述べて、此の論のとちめと為さむ。」といったとおり、以下の各段落とも、常識的な大体論が展開されて、訓読史の概説を、第一章から第四章までの箇々の事例などを踏まえることなく論述している。第一章から第四章までのどこからどこまでとか、殊に、第四章の、この漢字のどういふ訓みとか、そういう關連など踏まえることのない、概説書の概説だったのである。

そのような大体論を述べておいて、最終段落においては、「演繹」と「帰納」という術語を交えて、「演繹的態度を採る大体論の空しきに抛らむよりも、個々の語法・用字法より帰納して」いきたいと結んでいるのである。第一段落においては、「大体論」を採用して、第二段落以降第九段落まで、その姿勢で展開しておいて、最終段落の第十段落では、その、「大体論」を否定しているのである。せめて、その第十段落において「大体論」という用語を用いることだけでも避けてほしかった、と思えてきたのである。

とにかく、第一段落にいう「大体論」の肯定、第十段落においての「大体論」の否定、どう見ても噛み合わないのである。

六 口頭語性から脱しきれない文語表現 「出来たらば、」

第五章総括の、その第九段落もまた、概説といえれば概説であるが、その第一文は、どこかに、その該当事例があつたようにも思える説明である。九八ページの3・4・5行めである。

○古事記に於ても、最も伝誦を重んじたる部分には、極めて忠実なる表記法をとり、アクセント音勢点を示したるさへあれど、或部分に至りては、大体の訓読だに出来たらば、細部は読者の自由なる訓読に委せむとしたるふしも見えざるに非ず。(九八三・四・五)

オ・ヲの別など、いわゆる借音仮名に触れたところがあつたが、「音勢点を示したるさへあれど」は、どのような事象を指しているのであろうか。とにかく、その前半は、万葉仮名表記部分をいつていることにならう。それに対して、後半は、正訓表記部分を指していつていることになるであろう。そして、その部分について、「訓読だに出来たらば、」といつてゐるのである。

そこで、その「出来」であるが、〈なしうる〉意と見て、「でき」と読んでよいのだろうか。「訓読だに出来たらば」で、「訓読さえできたなら、」と解してよいのであろうか。「出で来」が「できる」になつて、近世から近代にかけて、その〈なしうる〉意となつた動詞が、その、「出来る」である。したがつて、口頭語ではあつても、当時、文章語として認められていたかどうか、甚だ疑問である。

大正も十二年ともなると、文語文としての作文は容易なことではなかつたであろう。口頭語で趣旨を述べてから、文語文への翻訳も行われていたであろうか。とにかく、この、「出来たらば、」は、その口頭語性を払拭することができないまま、残つてしまつた表現のように思えてくる。漢語を用いることになるが、「訓読だに可ならば、」くらいかと思つてきたのである。三矢先生が、こんな表現をなさつたとは思ひたくなかつた。三矢先生は、この学位論文をまつたくご覧になつていらつしやらない。そう思つた。誰にも知られたくない、誰にも知らせたくない、三矢学位論文の表現だつたのである。

以上は、三十年ほど前の筆者の思いである。そして、それは、今回の渡邊卓氏論文「三矢重松の学位論文と折口信夫をめぐって」を見る前までの印象でもあった。渡邊論文を読んでから、確信を得たところ、若干考えを改めたくなくなったところなどが鮮明となった。以下、そのように変化の見えたところを整理しておくこととする。

七 三矢学位論文と初出「國學院雜誌」論文と

三矢学位論文の第一章から第四章までが、「國學院雜誌」既発表論文に、若干の順序入れ換えと句読の統一に向けての補訂を施しただけで、ほぼ元のまま扱っている。既に、渡邊卓論文の「二、古事記に於ける特殊なる訓法の研究」に、全四章の各小見出しと「國學院雜誌」発表時の「読方」「漢字用法」の各小見出しとを対照させての異同紹介がなされているところである。

そこで、小稿の「二『倭姫命世記』と『倭姫命世紀』と」の、その、『倭姫命世紀』は、「國學院雜誌」においてはどうかであったか、まずその点について確認した。「國學院雜誌」に載るその部分は、「古事記の読方（其の四）」の「第六日はく云々」の「三、両説の批評」の項で、そこにも、「（倭姫命世紀のもの）」とあって、いっそう複雑な思いにさせられた。ここは、三矢先生の校正ミスだったのか、さらには、原稿ミスだったのか、今回、この「國學院雜誌」論文として、その『倭姫命世紀』を確認してしまったことよって、現在、新しい悩みを抱えることになってしまった筆者である。

続いて、「用ゐ」を「用ひ」とした、第四章特殊なる漢字の「之」字の冒頭に相当する部分を探して、開いた。「國

學院雜誌」では、「古事記に於ける漢字の用法(中)」の第四「之」の字である。そこには、「兩名詞の接辞として用ゐたるは、」とあつて、三矢の表記として適切なものであつた。したがつて、ここが三矢学位論文で「用ひ」となっているのは、小稿の「三三矢が頻りに説くワ行上二段が認識できていない「用ひ」という表記」において既に述べたとおり、その書写者の誤字であつたことがいよいよ明確となつた。それにしても、その書写者は、あるいは、三矢学位論文の校正者ということになるかもしれないが、平生は、何行何活用説に従つていたのであるうか。その前文末に「用ゐず。」とあり、同一文中に「用うる」とあるのに、「用ひたるは、」と表記している仮名遣ひの猛者なのである。

もちろん、一冊の書物にする要領は心得ていて、そういう調整には手慣れている。例えば、第一章の「序説」末尾を見たとき、「國學院雜誌」では、「古事記の読方」という大きなタイトルだけで小見出しのない部分だが、その末尾は「敢えて愚見を述べて大方に問はむとす。」となつていた。それが、三矢学位論文では、「敢えて愚見を述ぶる所以なり。」となつていたのである。

いま一用例挙げると、三矢学位論文第四章特殊なる漢字の「四「矣」の字」の末尾は、そこを「國學院雜誌」で確認すると、『古事記』では、「乎」を「ヲ」と訓まない疑問点について、「…その適用や、新しき為に、阿礼の口誦に旧記を参酌して撰録せる此の古事記には、之を用ゐざるにあらざるべきか。記して大方の批正を俟つ。」とある。しかし、三矢学位論文には、その最後の一文「記して大方の批正を俟つ。」は、当然のことではあるが、省かれている。一書とするための、一定の手当てはしていたのである。

八 三者三様の三矢重松先生像、そして、安田喜代門先生執筆の「三矢博士の著作年譜」

今回、渡邊卓論文の「おわりに」に引かれる、折口先生が三矢先生を回想された、次の紹介（出典は、渡邊論文の注（19）。『全集』十二巻にも）を読んで、あまりの意外さに驚いている。

○私の教室でする講義ぶりや表れなどを反省してみましても、亡くなられた恩師三矢重松先生の徳が、ありあり自分の内に生きてゐるのに驚かされます。

今泉忠義先生がお話しになった三矢先生像は、あの、三矢先生五十年祭の折の鶴岡でのご講演が國學院大學学报（昭和48年11月10日）に残っていること、さきに触れたところであるが、そこに見ることができ。洋服にインパネスをお召しになって、電車から飛び下りられた三矢先生像である。端本専門の古書店で、大きな声で「何とかいう本の何冊めがあるかい。」などと怒鳴るようにおっしゃる三矢先生像である。三矢先生の源氏全講会・折口先生の源氏全講会を、どういう流れで引き継ぐことにおなりになるのか、今泉先生の院友国語研究会は、長く続いて、その毎回の直会には、三矢先生ならこうおっしゃったと呟かれた。安田先生は、三矢先生は熱意の人で、文法の苦手な私にもわかるように教えてくださった、と繰り返し言っておられた。高等文検試験に落ちた私をも励ましてくださった、と、その後、決まって言っておられた。三矢先生は、学者であって教育者だ、ともおっしゃって、あなたは、学者かどうかはわからないが、教育者だと学生が言っていたよ、と言ひ添えられた。私は、当時、再履修者の授業を専ら担当させていたからである。長く地方の高校教員をしていた、研究業績もない講師だったからである。

その安田先生だけが、三矢学位論文『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』の第一章から第四章までの初出が國學院雑誌に載っている事実をどうして「三矢博士著作年譜」で明らかにしているのでしょうか。三矢学位論文は、その

人物と学識から、現物提出以前に審査評価と学位記授与の決定が見えていて、むしろ公的に関わる人々には、改めて触れる必要ない事柄となっていたかに思えてくるのである。ある意味では、そのような世間の常識に疎い安田先生は、先生の常識として、その内訳を明記してしまったのであろうか。当時、東京女子館は、國學院大學日本文化研究所にもお勤めでいらつしやつた宮地治邦先生が館長でいらつしやつて、その宮地先生から、出講を促された。國學院大學からは、阿部正路先生・浅野通有先生がご出講で、そして、安田先生がご年齢的に限界なので、ということ、二年ほどご一緒させていただいて、その後、国語学は専ら筆者が担当させていただいた。

確かに、安田先生は、少々老耄をお見せでいらつしやつたらうか。「ままならぬ」の「まま」について雑談させていただいた折、「儘田さん」という方の、「まま」は、形式名詞化以前のものかどうかと即座に言われて、その雑談をお楽しみのお顔がまだ消えていない。当時、専攻学生の授業はまったく担当していなかったが、時に接触のあった碁石雅利（現聖徳大学短期大学部教授）・清水史（現愛媛大学教授）・林健太郎（現二松学舎大学教授）の三氏が、大学院にお進みになった年か、吉祥寺の安田先生宅をお訪ねしたとのお話を伺った日があった。

渡邊卓氏の「三矢重松学位論文と折口信夫をめぐる」（「國學院大學校史・学術資産研究」第七号・平成二十七年三月六日発行）については、同氏の、それに先立って発表された「近代神道史の一齣―三矢重松の学位論文―」前後篇（「神社新報」第三二一四〜五号・平成二十六年六月二日・十六日刊）掲載に際して、その三矢先生のご著作など、関連する二、三の事項について、阪本是丸先生からお電話で私的なお尋ねがあった。その「神社新報」は、平生も、ご寄贈いただいでいて、改めてではなく読ませていただいていた。続いて、本年四月、筆者の勤務先にご寄贈いただいた「國學院大學校史・学術資産研究」（第七号）によって、いっそう展開の鮮やかなご論文として読ませたい

ただいた。その数日後、たまたま益井邦夫先生と出会って雑談、それが改めての契機となって、阪本先生・渡邊卓氏にお目にかかることともなつて、小稿執筆となつた次第である。なお、三矢先生の「國學院雜誌」ご発表の当該論文については、國學院大學學術・メディアセンター事務部図書館事務課主幹・林利久氏がコピーしてご送付くださった。記して謝意を表する。